

生徒に対する「性的行為」根絶のための校内ルール

長野県諏訪清陵高等学校・附属中学校

本校では、標記について次のとおり定め、その目的を果たすこととする。

1 生徒との面談（生徒相談）のあり方について

- (1) 生徒との面談においては、外から隔離された状態で1対1にならないようにするため、出入り口を開放し、複数の職員が在室するようにする。

やむをえない場合は、あらかじめ管理職に報告し、面談場所を明らかにして行うようにする。緊急で対応する必要がある場合は、事後に速やかに管理職に報告をする。

2 諸室の管理について

- (1) 教室、研究室、その他諸室の管理については、以下の点に留意する。
 - ・ドアの小窓などに掲示物等を張らず、外から内部の状況が見えるようにする。
 - ・外から内部の状況が確認できない部屋は、管理者を管理職とし、随時使用状況が点検できるようにする。
 - ・特定の職員がある一室を管理するなど、鍵を個人のみが所持することのないようにする（鍵は教務室保管とする）。

3 職員と生徒との関係について

- (1) 職員は、生徒と私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- (2) 職員は、生徒の身体へは、緊急時の安全確保等の場合を除き、接触しない。
- (3) 職員は、生徒の撮影や録画については、教育目的のみに限定し、その必要性をあらかじめ本人・保護者に説明し了解を得るものとする。
- (4) 職員は、生徒に対して、教育目的（保健の授業等）以外で性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。

4 その他

- (1) 職員間においてわいせつな行為等の疑念が生じた場合は勿論、研究室等の使用状況が不適切と感じたり、指導方法に疑問を感じたりする場合は、躊躇することなく管理職に報告する。それがかなわぬ場合は、校内相談窓口または校外通報・相談窓口へ連絡をする。
- (2) 職員は常に自身の人権意識・人権感覚を磨くよう研修等に努める。また、生徒自身が「自分を守る力」をつけられるよう定期的な講演会などを実施するとともに、職員による声かけや注意喚起を行う。

令和6年（2024年）5月29日 見直し策定・同日施行